

【児童福祉法関係届出先フローチャート】

次に掲げる事業所等で①～③のどの区分の指定を受けているか。

- ①指定障害児通所支援事業者（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） ⇒破線矢印
- ②指定障害児入所施設 ⇒破線矢印
- ③指定障害児相談支援事業者 ⇒実線矢印

